

# 水戸藩の儒教喪祭儀礼文献について

吾妻 重二

## 一 江戸時代初期と儒教

江戸時代初期、徳川政権によって戦乱に終止符が打たれ社会に平穏がおとずれると、儒教が新しい文化として人々の心をとらえるようになる。これは興味深い事実であって、「儒教の普及と受容」こそは日本思想史の近世を中世と分かつ顕著な指標であるといえよう。それまで京都の博士家や五山寺院を中心とする閉鎖的世界の中で伝授されてきた儒教が、近世に至ると俄然、清新な学術として広く受けとめられるのである。

儒教をめぐる当時の新たな動向は、官・民いずれの領域においてもはつきりと見出すことができる。「民」の領域においては藤原惺窩、林羅山、谷時中、山崎闇斎、松永尺五、堀杏庵ら名だたる儒教思想家が現われて講学や著述にとりくみ、多くの賛同者を生み出す。一方「官」の領域においては、尾張の徳川義直、水戸の

徳川光圀、備前岡山の池田光政、会津の保科正之など儒教に傾倒する好学の大名が現われて上記の学者たちを民間から登用し、藩政の基礎を固めるとともに名君としての声望を集める——このようにして、官・民いずれの領域においても儒教およびその近世的形態である朱子学が時代思潮をリードすることになる。朱子学といえは頑迷固陋で保守的な思想とイメージされることがあるが、それはあまりにも一面的な誤解であって、日本近世初期に朱子学が清新な思想として人々の耳目を集めたこと、また、以後の多様な思想を生み出す土壌になったことを忘れてはならないであろう。

同時に見逃せないのは、こうして儒教が受容されていく中で、儒教の「思想」はもちろんのこと、儒教の「儀礼」も注意されるようになったということである。「儀礼」が「思想」とともに儒教の両輪をなす要素であることはいうまでもなく、たとえば藤原惺窩（一五六―一六一九）は高弟の林羅山に宛てて、

若諸儒不服儒服、不行儒行、不講儒礼者、何以妄称儒哉。(答林秀才)、『惺窩先生文集』卷十<sup>1)</sup>

といている。これは儒者の服装、儒者としての行動、そして儒教儀礼がなされなければ儒者とはいえないという言明であって、儒教を単なる観念ではなく、みずからの行為や儀礼として表現しようとする強い意思を表わしている。惺窩のこのような考え方は、当時の儒教共鳴者に多かれ少なかれ共通する認識であったと考えられる。彼らは思想だけとか儀礼だけといった選り好みをせず、儒教という学芸・文化をトータルに学ぼうとする態度を持っていた。

さて、儒教を尊崇した「官」側の代表的大名としては何といっても水戸藩の徳川光圀および岡山藩の池田光政が重要であり、彼らの儒教儀礼に関する関心にも当然ながら際立ったものがあつた。<sup>2)</sup>なかでも水戸藩の場合、光圀および幕末の徳川斉昭の時代がひときわ光彩を放っている。水戸藩では、光圀以来、実際に喪祭をとり行なうにあたってどのようにすればいいのかという真摯な問いかけが幕末までたえずなされてきたのであって、その際、朱熹の『家礼』は決定的な役割を果たしている。

## 二 水戸藩と儒教喪祭儀礼・『家礼』

水戸藩はいわゆる御三家の一つとして徳川政権の枢要をなす位置にあり、その影響が大きかったことはいままでもない。光圀に

よる『大日本史』編纂に始まる同藩の学問は一口に「水戸学」と呼ばれ、一般に前期と後期に分けられている。

前期水戸学は徳川光圀時代を中心とし、後期水戸学は徳川斉昭時代を中心に展開したもので、ひとまずこれらの時期に分けて儒教儀礼に関する事項をたどってみよう。

### 1 前期水戸学の場合

水戸藩の第二代藩主徳川光圀(一六二八—一七〇〇、在位一六一—一六九〇)は第一代藩主頼房の子であり、徳川家康の孫にあたる。光圀が儒教に共鳴していたことは改めて贅言を要しないが、たとえばその『西山随筆』で、

只仁義を曉し、禮節を知、こゝを以テ人畜を分つ、彼仁義禮節の道、學問にあらずして何によつてか是をしらん、それ學問に三ツ有へし、性理なり、經濟なり、詞章なり、先四書五經の文義をさとして人倫の大義をあかし、春秋通鑑の理致を辨して古今の治亂をかんがみ、あまりあらば詩文をもたしなみ、槩を横て詩を賦す。誠の士と云へし。<sup>3)</sup>

といっている。これは仁義や道德、礼節をわきまえることが禽獸とは異なる人間としての本質であること、「四書五經」や『春秋』『通鑑』を必須の教養と見ること、詩文の制作を重んじることなどにおいて、儒教の本質を良く見抜いた発言といえよう。こうした儒教への共感により、光圀は早くから儀礼や『家礼』に関心を持

ち、その実践にも取り組んでいた。たとえば、万治元年（一六五八）には正室泰姫の葬儀を儒礼によってとり行ない、さらに寛文元年（一六六一）、父頼房の葬儀を『家礼』や中国の儀礼にもとづきつつ実施するとともに、大田の瑞龍山に儒教式の墓域を造営している。また、寛文五年（一六六五）に朱舜水を招聘してからは舜水に『家礼』を講説させ、寛文六年（一六六六）には『家礼』にもとづく『喪葬儀略』を和文で撰述させ家臣に配布する、といったぐあいである。さらには寛文二年（一六六二）、水戸藩の歴代藩主を祀る「祠堂」を水戸城内に建てて儒教式の祖先祭祀を始めている。祠堂は家廟ともいい、『家礼』にも祖先祭祀の中心施設として登場するが、これを建てるという所作はそれまでの日本にはほとんど見られなかったものであり、光圀の儒教への傾倒ぶりをよく示している。

このような光圀と儒教の関係を考える場合、林羅山に始まる林家、および朱舜水との関係がきわめて重要である。もともと光圀はふだんは江戸に居住していたこともあって林家系統の学者、すなわち林鷲峰や人見卜幽、小宅処斎、中村篁溪らと親しく、また『家礼』にもとづく葬儀マニュアルである林鷲峰『泣血余滴』は水戸藩の葬儀にも大きな影響を与えている。<sup>4</sup>

しかし、朱舜水の招聘によって水戸藩の儒教儀礼には一定の変更が加えられる。朱舜水は万治三年（一六六〇）に九州長崎に流寓していたが、その名声を知った光圀の招きを受け、寛文五年（一

六六五）江戸に赴いて光圀に仕えた。そもそも朱舜水は長崎時代から『家礼』の研究を開始しており、そのことは柳川藩の儒者で朱舜水に師事した安東省庵宛ての書簡からもわかるのだが、江戸に行つてからは光圀からも儒教儀礼に関してしばしば下問にあずかつていた。<sup>5</sup>

ところで、光圀に関しては儒教儀礼よりもむしろ日本固有の神道儀礼を重視していたという見方がある。

日本の伝統儀礼についても深い関心を抱いていた光圀は、学者に命じて『礼儀類典』や『神道集成』といった大部な書物を編纂させている。『礼儀類典』は天和三年（一六八三）に編纂が開始されたもので、日本の伝統的な有職故実を集成している。また『神道集成』は寛文八年（一六六八）頃に編纂作業が始められ、日本の神道関係の資料を網羅しようとした労作である。このうちいま問題になるのは『神道集成』であつて、同書巻十二には「葬祭」と題し、今井桐軒の整理にもとづく神道の葬祭法が載っている。<sup>6</sup> そこに次のようにいう。

伏惟、我國殯葬之法、頽敗也久。故人死、則委之浮圖手、投之茶毘坑、吁可歎哉。……本朝自有葬祭之事。其法半爲異端亂。今稽之遺書、且加師傳、未足者、竊附己意、記其大概。庶幾、本朝學者、頼此行之、則適我神法乎。夫上古質朴之時、自有喪葬之事、況於只今文物之世乎。何假外國之法、祭我邦之祖先哉。學者熟思焉。

すなわち、日本には固有の「葬祭の事」があつたとし、「我が神法」にかなう儀礼を提示し、「外国の法」すなわち「浮図」（仏教）や儒教の祖先祭祀方法を拒絶するというのである。

なるほど光圀は神道にもとづく「神葬祭」に関して一定の理解を示しており、神職者およびその家族に限って神葬祭を行なうべく奨励したことがある<sup>7</sup>。そこから、光圀は実は神葬祭を実施しなかったのだが、その材料が十分でなく、やむをえず『家礼』などの儒教儀礼に従つたのだといふのである<sup>8</sup>。しかし、それはどうであらうか。『神道集成』は寛文十年（一六七〇）に正編十二巻が成つており、光圀は当然これを読み、思想的転回がなされたはずだとするのだが、そのような見方は短絡的すぎると思われる。『神道集成』は書名が示すとおり、神道に関する資料を集めた書物であつて必ずしも実践マニュアルではなく、実際、ここに載せる神道の葬祭法の実行を藩士らに命じたという記録もないようである<sup>9</sup>。また、かりに光圀が寛文十年頃——この時、光圀はまだ四十三歳である——から儒教から神道へと回帰していたというなら、光圀が朱舜水に対して尊崇の念を持ち続けていたことや、『喪葬儀略』にもとづく儒礼文献が光圀の遺志を継承しつつ藩内で書き継がれたことなどが説明できなくなるであらう。

このような見方はおそらく、後期水戸学において顕在化するナシヨナリズムを前期水戸学に投影したものと思われる。周知のように、幕末の後期水戸学では神道を主とし儒教を従とする尊皇思

想が強く打ち出されてくるのであるが、そのような考え方が前期水戸学に明確にあつたわけではない。光圀が生涯にわたって儒教を尊重し、儒教的普遍主義に対して大らかな信頼を寄せていたことは明らかなのである。

## 2 後期水戸学の場合

さて、水戸藩の第九代藩主徳川斉昭（一八〇〇—一八六〇、在位一八二九—一八四四）は光圀の意向を受け継ぎつつ、西洋列強に対する警備強化など、幕末の危機に対応しようとしてさまざまな改革を行なつたことで知られる。

たとえば、斉昭は宗教に関する改革を断行している。すなわち仏教排斥と唯一神道の創立であつて、天保元年（一八三〇）には始められている<sup>10</sup>。

この時期、水戸藩において尊皇思想が唱えられ、神道が強調されるようになったのは確かに新たな傾向である。後期水戸学を代表する藤田東湖はその代表作『弘道館記述義』巻下で次のように語っている。

公之於廟祭、雖用儒法、而祭服祭器飲食之類、皆遵 皇朝之典、坐跪拜趨之節、悉從当世之俗、其他若元旦薦兔羹獻佩刀鞍馬之料、亦依宗室之旧章、固非世之拘儒舍此從彼者之比也<sup>11</sup>。

すなわち、光圀は「儒法」を用いてはいたが、それはあくまで表面上のことであり、実質的には日本伝統の儀礼に従っていたと

いう。このような解釈は、上にも触れたように、「尊王攘夷」や「大義名分」とかいった、儒教に一部由来しつつも日本独自の用語を掲げてナショナリズムを鼓舞した後期水戸学に特有の解釈であり、光圀にもともとそのような強い排外意識があったわけではない。

幕末の水戸藩は対外的危機感と尊皇思想を際立たせるのにもなって、喪祭儀礼においても神道的傾向を強めていく。しかしそれにもかかわらず、実際の喪祭儀礼の実施に関しては、やはり『家礼』を基本に据えることは変わらなかったようである。そのことは斉昭時代に集成された『喪祭式』（後述）によっても知られるとおりである。

そうであれば、結局、水戸学の喪祭儀礼における儒教と神道の関係は、前期水戸学においては儒教的傾向が顕著であり、後期水戸学においては神道の影響が見られるようになるものの儒教に取って代わることはなかったということになる。水戸学の喪祭儀礼には一貫して儒教儀礼、とりわけ『家礼』が大きな影響を与えていた<sup>1)</sup>ということができるのである。

なお、斉昭時代の儒教喪祭儀礼は他の藩にも影響を与えたらしく、後述する岡山藩の『儒葬祭式』などはそのことを物語っている。

### 三 儒教喪祭関連文献について

#### 1 『朱氏談綺』（朱舜水著）

朱舜水（一六〇〇—一六八二）は、名は之瑜、字は魯嶼もしくは楚嶼。舜水はその号である。浙江余姚の人。舜水は清により滅亡した明王朝復興のために東奔西走し、中国・安南・日本を往還して再興をはかるが、万治二年（一六五九年、清朝の年号では順治十六年）時勢やむなく明室復興を断念し、九州の長崎に流寓する。長崎では柳川藩の安東省庵らの援助を受けつつ学を講じ、その後、名声を伝え聞いた水戸藩主徳川光圀に賓師として迎えられ、寛文五年（一六六五）江戸に赴くことになった。その後舜水は光圀をはじめ彰考館の学者や他の儒者・文人と交わるほか、彰考館総裁となった安積澹泊ら多数の門人を育てた。死後、瑞龍山の水戸徳川家墓地に儒葬され、文恭と諡された。また江戸駒込の水戸藩別邸には朱舜水の位牌を祀る祠堂も建てられた。舜水の学風が朱子学をベースにしつつ、抽象的理論よりも博学や実証、実効を重んじるものであったことは人も知るとおりである。

その文集『舜水先生文集』二十八巻は光圀自身の編集と銘打ち、舜水没後の正徳五年（一七一五）、光圀を継ぐ第三代藩主・綱條の手により刊行されている。その後、舜水の文集は幾度か編集されているが、近年の朱謙之編『朱舜水集』二冊（北京・中華書局、一九八一年）および佚文を集めた徐興慶編『新訂朱舜水集』（台湾

大学出版中心、二〇〇四年）がとりわけ有用である。

ただし、舜水にはこれとは別に『朱氏談綺』の著作があり、文集には収められていない。この書は舜水の死後、安積澹泊によって編輯されたもので、宝永四年（一七〇七）の澹泊序を載せ、宝永五年（一七〇八）、京都の書肆の小川多左衛門から単行本として刊行された。小川多左衛門は茨城（茨木）屋と号するとともに、軒号を柳枝軒といい、第二代茨城（茨木）方道の蔵版である。柳枝軒は水戸藩と密接な関係にあった著名な書肆で、水戸藩関係の書物の刊行を数多く任されていた。<sup>13</sup>

本書の外題は「舜水朱氏談綺」、内題は「朱氏談綺」。三卷四冊で、中巻が二冊に分かれ題簽にそれぞれ「中之本」「中之末」と記される。ここには関西大学総合図書館の泊園文庫蔵本を影印した。<sup>14</sup>請求番号はLH二―三・〇二―一―四である。

本書成立のいきさつについては、巻頭の安積澹泊序に詳しい。そこに次のようにいう（訓点は省く）。

舜水朱氏談綺序

文恭先生研究古學、視科場爲兒戲、薄海鼠辯、而獨我衣冠。

航海晦迹、流落于交趾・暹羅、軼軻阻絕、抗節傲厲、幾瀕

死而不悔、遂客崎港、屹爲明室遺老。我

西山公禮致而賓師之、敬齒德而講道義、嘗有志于興學校、先

生商確古今、著學宮圖說。

公使梓人依圖而造木様、大居三十分之一、先生親指授之。湊

離機巧、絲髮縝密、觀者服其精妙。既而權裝學宮於別莊、使習釋奠禮。先生折衷禮典、刪定儀注、厖眉皓髮、褒衣博帶、日率府下士子、講肄其間、周旋規矩、蔚有洙泗之風、距今三十餘年、猶聞其訾咳也。懋齋野傳、嘗從先生游、問簡牘賤素之式、質深衣幅巾之制、旁及喪祭之畧、哀其所聞、題曰朱氏談綺。先友今井弘濟、先生之門人也。益習之暇、概舉所聞事物名稱、以備遺忘。

公覽而善之、一日命覺曰、二者宜合爲一、補其遺漏、以行于世。其學宮規度、約爲小圖、併載焉。覺退而釐正之。顧事物之夥、名稱之廣、固非此書所能盡、而覺逮事先生之門、未屆成童、所謂事物名稱、什之未能得一、偶所記者補之、不記者闕之、雖不足爲大方之觀、亦可以塞童蒙之需。如學宮圖、已有成式、不敢增損、營構之法、一從梓匠所筆、使人易曉也。雖然此皆先生之緒餘、而不足窺其涯涘、矧簡牘之零碎、事物之瑣微者乎。……

公景仰之篤、不棄蕉萃、愛及屋烏、如此書者、亦頗能注意、豈不休哉。……

寶永四年丁亥仲冬穀旦

水戸府下澹泊齋安積覺敘

このように、本書は朱舜水の遺著や門人によって書きとめられたメモを澹泊が編輯し一書にまとめたものである。また、ここに収載された文献には、その成立の経緯を記した識語や題辞がつい

ていることがあり、それらの記述をもふまえて整理すると次のようになる。

#### 卷之上

##### 書柬式

かつて舜水が今井魯齋（弘濟、字は将興）に授けた書式を人見懋齋（野伝）が書写するとともに、平生の舜水からの聞き書きを各条の下に記して一巻としたもの。貞享元年（一六八四）の識語あり。

##### 上表式

もと門人の佐々十竹（良峯宗淳）が光圀の命により舜水に問うたもので、舜水の答えを今井魯齋が和文に訳した。識語あり。

##### 野服図説

冒頭に人見懋齋「野服正制題辞」を載せる。それによれば、もともと諸文献により野服や深衣、道服などの儒服につき研究していた懋齋は林鶯峰に校閲を依頼し、寛文四年（一六六四）にひとまずそれをまとめた。その後、来朝した朱舜水にこれを添削してもらったとして、寛文丁未（一六六七）の識語を附する。このあとに続く「道服図説」「披風図」「尺式」は、内容から見て「野服図説」と一連のものと思われる。ここの記述は『家礼』にいう「深衣」などの儒服と

#### 棺製以下

も関係がある。<sup>(15)</sup>

朱舜水のメモや書簡にもとづく記述。このうち「棺製」「銘旌式」「神主式」「墳墓式」「碑式」は喪祭儀礼に関するものであり、『家礼』ととりわけ関係が深い。

#### 卷之中

##### 大成殿以下

右に引いた澹泊序にいう「学宮図説」に相当する著述である。また、巻末の「改定積奠儀注」は学宮（学校）内で行なわれる積奠儀式の式次第であり、澹泊序によれば、舜水は水戸の士人たちに日々その儀式を練習させたという。

#### 卷之下

##### 天地以下

澹泊序にあるように、今井魯齋は舜水からふだん聞いていた「事物の名称」を整理していた。澹泊は光圀の勧めにより「学宮図説」や「改定積奠儀注」、儒服や喪祭のきまりとともに、それらを一書にまとめたという。卷之下のこの部分は漢語の名称の意味を辞書ふうに分類し解説するもので、内容から見て、今井魯齋によって記録されたという「事物の名称」に相当するものである

う。

『朱氏談綺』には『家礼』にかかわる舜水の意見や見識が多く収められており、特に上巻にはそれが多い。中巻には孔子廟、大成殿、牌位、礼器図、さらには「改定積奠儀注」など儒教儀礼・祭祀に関する記述がある。下巻はいわば日常生活や儀礼百般に関する漢語の解説であり、ここには衣服などの『家礼』にかかわる用語が載っている。たとえば「掠頭」について「絹ニテ廣サ一寸ホドニ帯ノ如ニシテウシロヨリ額ヘマハシ又引カヘシテ髻ニマキヲク物ナリ」といい、「衫」について「ヒトヘノシタギ 汗衫トモ云藍衫ハ上ニモ服ス秀才ノ服ナリ」、「背心」について「袖ナシ前ヲ合セズ羽織ノ如ニヒモヲ付前ニテ結フ古ノ半臂ト云モノナリ」などというのは、これらの衣服の実物を知っている者でないと思われる。重要な説明になっていると思われる。

## 2 頼房・光圀らの葬儀の記録

先述したように、光圀は親族の葬儀を儒式によってとり行なうとともに、みずからの葬儀も儒式によって行なわせた。そのような記録として『慎終日録 威公』および『慎終日録 義公 恭伯世子』が伝わっている。一冊に合冊された写本で、現在、茨城県立歴史館に常盤神社蔵本が委託管理されている。資料番号は常七一十八。<sup>16</sup>「慎終」とは『論語』学而篇「慎終追遠、民徳帰厚矣」終わりを慎み遠きを追えば、民の徳、厚きに帰す）によるもので、

要するに喪礼（葬儀と服喪）をいう。

『慎終日録 威公』は寛文元年（一六六一）七月における光圀の父頼房の葬儀の記録であり、漢文によって記される。冒頭に「小宅順謹誌」とあるように小宅処斎によって記録されたものだが、奥書に天保十四年（一八四三）十一月の日付とともに「石河幹修謹記」とあるので、江戸時代後期の石河明善によって筆写され伝わったものである。<sup>17</sup>

威公頼房の葬儀を指図したのはもちろん光圀であり、その方針については、

嗣君、命儒臣野一、考文公家禮、襄事一從先王之制、兼通時宜、不雜浮屠、其不可于今者、略闕之。

という。すなわち、「浮屠」（仏教）の葬儀を混えず、『家礼』にもとづきつつ日本の「時宜」に合わせて実施するものとしたという。ここにいう「野一」とは羅山の門人、人見ト幽であり、この葬儀には『家礼』のほか『泣血余滴』の影響が強く見られる。

『慎終日録 義公 恭伯世子』は光圀および恭伯世子の葬儀の記録であり、和文で記される。義公とは、いうまでもなく光圀のことである。恭伯世子とは水戸藩第三代藩主綱條の子、吉孚のこと。綱條の世子として将来を期待され將軍綱吉の娘八重姫を娶ったが、宝永六年（一七〇九）、二十五歳で早世した。もとの記録者は不明だが、奥書に「天保十四年癸卯十二月八日 平幹脩敬寫」とあるので、石河明善により『慎終日録 威公』に続いて筆写されたも



のであるとわかる。<sup>(18)</sup>

これらの葬儀はいずれも儒教式であり、『慎終日録 義公 恭伯世子』には光圀の葬儀につき、

中村新八・栗山源介を被爲召被 仰出候者 威公御葬之通ニ  
諸事儒法可被遊と被 思召候、日記等相考目論可申候、新  
八・源介、家禮儀節竝威公葬記を相考、鵜飼権平・青野源左  
衛門等と衆議一同之上にて入 殿様御覽斟酌商量シテ相定  
ム。

といている。ここにいう中村新八は中村篁溪で林羅山の門人、栗山源介は栗山潜鋒で崎門派の学者、鵜飼権平は鵜飼称斎のこと、山崎闇斎門下で光圀に使えた鵜飼鍊斎の弟である。青野源左衛門は青野栗居である。<sup>(19)</sup>このように、綱條は光圀の葬儀を頼房の場合と同様の儒式とするものとし、さらに日記や『家礼儀節』、頼房の葬儀記録を儒臣たちと斟酌し、相談のうえで式次第を決めたという。

ただし、光圀の葬儀の場合は朱舜水の影響がかなり見られるようになる。そもそも朱舜水は、『家礼』は士人のため儀礼書であつて、諸侯の儀礼としては十分ではないと見ており、

家禮皆士禮、問有及於大夫者。若諸侯之禮、未可盡以此爲憑。

(家礼は皆な士礼にして、問ま大夫に及ぶ者有り。諸侯の礼の若きは、未だ尽くは此を以て憑と爲すべからず)

という安積澹泊「大城祠堂宜称廟議」に引用される発言は、その

ことをよく表わしている。<sup>(20)</sup>そのため光圀の葬儀や墓のつくり方、規模については『家礼』や『泣血余滴』のほかに『礼記』や『白虎通』、『明集礼』など、より多くの文献が参照され、諸侯に大名の地位にふさわしい儀礼——日本の大名は中国でいえば諸侯に相当する——を整えようとするものになっていて興味深い。<sup>(21)</sup>

### 3 『喪祭儀略』（徳川光圀等）

前に触れたように、光圀は寛文六年（一六六六）、『家礼』にもとづく『喪葬儀略』を和文で撰述させ家臣に配布した。そのことは「義公行実」に、

六年丙午、四月、賜士人墳墓地于常盤及坂戸、據朱子家禮、略解葬祭之儀、以頒士人。<sup>(22)</sup>

とあり、「桃源遺事」卷一上に、

同六年丙午四月、諸士の墓所を常州水戸常盤と坂戸の兩所に被仰付、且文公家禮により、喪祭儀略といふ書を御えらひ、諸士に下され候。此時御歳三十九。<sup>(23)</sup>

と述べられている。すなわち藩士のための墓所を水戸城下の常盤と坂戸に用意し、彼らの行ないうる規範書『喪祭儀略』を撰述、頒布してその実践を勧奨したのである。これは朱舜水を賓師として迎えた翌年の出来事であり、この所作には舜水の影響があったものと考えられる。この時、光圀はさらに廃仏を敢行し、寺院九百九十七カ所を廃止するとともに、三百四十四寺の破戒僧を還俗

させている。仏教批判とあいまって『家礼』にもとづく儒教儀礼の実施が推進されたわけである。こうして作成された『喪祭儀略』は短編ながら、一般武士および庶民向けの儒教喪祭マニュアルとしてはおそらく近世日本において最も良くまとまった、実施しやすいものの一つではないかと思われる。

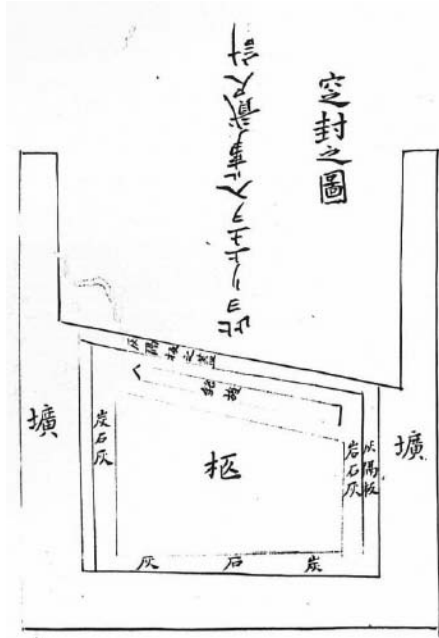
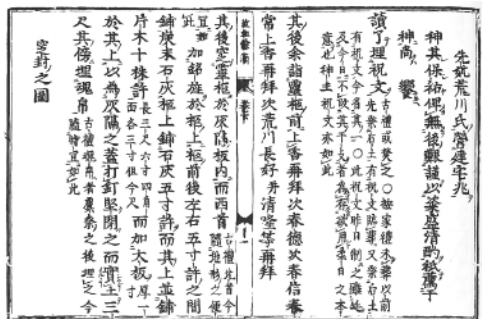
この書はその後、水戸藩において継承され、絶えず改訂が加えられた。そのため、初期のA系統と後期のB系統の二種類のテキストが伝わっている。<sup>24)</sup>

### A系統

(一)『喪祭儀略』一冊(写本、国立公文書館蔵、請求番号…一四三—〇二八八)

外題・内題とも「喪祭儀略」で、内容は「喪祭儀略」「居喪儀略」「祭礼儀略」からなる。漢字・カタカナによる和文で記され、多くの図を載せる。また内題右側に「西山公所頒藩中」と書入れがある。「義公行実」によれば、光圀は引退後の元禄四年(一六九一)大田の西山に隠棲し、みずから「西山隠士」と称している<sup>25)</sup>で、その後まもなく筆写されたものと思われる。

水戸藩に仕えた儒者の多くがもともと林家門人だったこともあり、A系統では林鶯峰『泣血余滴』の影響が顕著である。そのこととは魂帛や銘旌の図、神主の図、棺図、灰隔の図、墳墓図や石碑図が『泣血余滴』とほぼ同じことからわかる。いま、本書の空封の図を『泣血余滴』のそれと並べて(図1)に掲げておこう。<sup>26)</sup>



〈図1〉空封の図  
(右が『泣血余滴』巻下、左が(一)『喪祭儀略』)



〈図2〉墳墓図  
(右が『朱氏談綺』巻上、左が(一)『喪祭儀略』)

しかし、本書には朱舜水の影響も一部見られる。「明制墳墓図」がそれで、これは『朱氏談綺』の墳図を用いたものである。いま、両図を並べて〈図2〉に掲げておく。

なお、みず書房『荻生徂徠全集』第十三卷(一九八七年)に載せる「喪礼略」(二)は本書に収める「喪祭儀略」部分といくらか文字の異同があるだけで同じ内容である。これがA系統の異本であることは明らかであって、のちに徂徠に仮託されたものと思われる。

(二)『喪祭儀略』一冊(写本、伊藤東涯旧蔵本の写し、関西大学総合図書館・中村幸彦文庫蔵、請求番号・L二四―二五―一四)

外題・内題とも「喪祭儀略」だが、内題の下に「水戸侯手制教郷國之吏民者、占菴野氏寓於常陸得此冊、以傳於東武」とあり、奥書に「此一冊駿州人渡邊長藏寫寄／時享保八年癸卯歲也／伊藤長胤藏書」「右喪祭儀畧就 東涯先生原本贈寫并校讐一過／時延享丁卯之季秋 澤永世謹識 度世榮敬書」とある。これによれば、本書はもともと占菴野氏が常陸(水戸)に滞在していた時に入手したもので、それを享保八年(一七三三)、渡辺長藏なる人物が筆写して京都の伊藤東涯のもとに送った。そしてこれを延享丁卯年(一七四七)、沢永世が贈写し校訂したものという。

本テキストの内容は(一)とほぼ同じだが、図に多少の詳略がある。たとえば棺図や灰隔の図、墳墓図は(一)よりも詳しく、また、なぜか朱舜水の「明制墳墓図」が載せられていない。(一)との関係は不

明だが、『喪祭儀略』は写本でのみ流通したから、本書は転写の結果生じた異本と思われるが、「明制墳墓図」を載せていないところからすると朱舜水の影響を受ける前のかたちをとどめているとも考えられる。

### B系統

(三)『喪祭儀略』一冊(写本、名古屋大学附属図書館・神宮皇学

館文庫蔵、請求番号・一七六・九一A―神皇)

B系統は、「伊藤兼山葬儀」などA系統にはない記事を附載しているのが特色である。本テキストは外題・内題とも「喪祭儀略」であり、まずA系統と同じく「喪祭儀略」「居喪儀略」「祭礼儀略」を載せるが、続いて「伊藤兼山葬儀」および「安積氏葬儀」を漢字・ひらがなの和文で載せている。

伊藤兼山は水戸藩の執政で、正徳四年(一七一四)に死去した。

「伊藤兼山葬儀」はその葬儀のようを安積澹泊が書きとめたものであり、そのことについては本書内題の下に、

伊藤友親稱七内、水戸執政、隱居號兼山。正徳四年甲子(甲午の誤り)五月廿日卒

とあり、それに続く識語に、

先年伊藤兼山老葬送之節、大井介衛門と相談之上、相極候葬儀、用達家來小室清衛門清水嘉衛門兩人之留を寫置、是二準じて差略すべし

享保十六年亥八月

安積覺兵衛

と記されるとおりである。「安積覺兵衛」は安積澹泊である。また、これについて載せられる「安積氏葬儀」は、元文二年(一七三七)に死去した安積澹泊の葬儀の記録であり、記録者は不明であるが、水戸藩士の儒葬の記録として、伊藤兼山の場合とともに、きわめて貴重なものである。澹泊は朱舜水の忠実な継承者であって、ここに見える葬儀のやり方も『家礼』の影響が強く見られる。そもそも澹泊は荻生徂徠に宛てた書簡で、

今世頗有據家禮而修祭祀者、即如僕家、先人不用浮屠法、據程子式制木主、以來不腆之薦、殆將六七十<sup>28</sup>年。

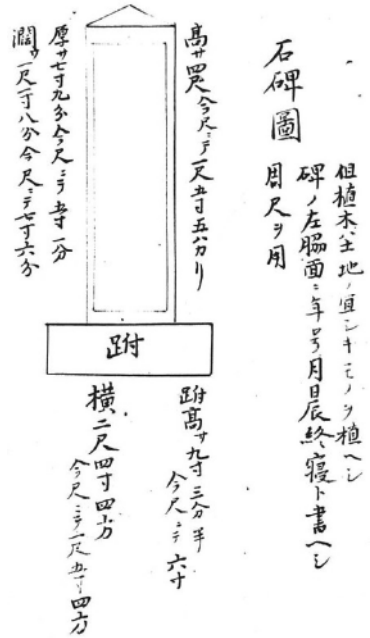
と述べたことがある。澹泊の家では澹泊の父以来、祖先祭祀は仏式を用いずに『家礼』に従い、程頤の定めた木主(すなわち『家礼』式の位牌)を奉祀していたというのであって、光圀の首唱した儒教儀礼が水戸藩の家臣の間にも行なわれていたことをよく示している。

〈図4〉に現在、水戸市の常盤墓地にある安積澹泊の墓碑(墓石)の写真を掲げておいた。先述したように、常盤墓地は光圀が『喪祭儀礼』にもとづいて儒葬を行なうべく家臣のために造営した墓地であった。この墓碑を見ると、確かに『喪祭儀礼』のつとった形に作られていることがわかる。この常盤墓地は現在もなお特定の寺院に属さずに共同墓地として運営され、光圀の理想を今に伝えている<sup>29</sup>。

(四)『喪祭儀略』一卷(同文館編輯局編纂『日本教育文庫 宗教



〔図4〕安積澹泊の墓  
(水戸市常盤共有墓地、2008年1月、筆者撮影)



〔図3〕石碑圖  
(一)『喪祭儀略』所載

編』収載、同文館、一九二一年)

このテキストもB系統に属するもので、「伊藤兼山葬儀」のほか大藏龍河のコメントを附す。活字本。同書の解題に「本書は、大藏讓の著にして、立原翠軒に贈りたるもの、水戸藩に於ける儒葬の一斑を見るに足る、この書黒川藏本による」とあり、さらに卷末の大藏龍河の識語に次のようにいう。

右は葬祭儀略の書、仰にまかせ、億見申上候、淺見陋劣を以、妄に先賢の書を議ス事、實に恐不<sub>レ</sub>少、且誤極<sub>テ</sub>多かるべく候、御郢正奉<sub>レ</sub>願候、頓首、

八月

大藏讓 再拝

翠軒老先生

函丈

大藏龍河(一七五七—一八四四)は名は讓、字は仲謙もしくは謙甫、通称謙斎で、信濃飯田の人。猪飼敬所や柴野栗山に学んだ<sup>30)</sup>。立原翠軒(一七四四—一八二三)は彰考館総裁として、当時停頓していた『大日本史』修史事業を軌道に乗せた学者として知られる。また「黒川藏本」とは、本書を収めた叢書「日本教育文庫」の編纂者黒川真頼(一八二九—一九〇六)の蔵書をいう。<sup>31)</sup>龍河は翠軒の求めに応じて意見を提出したといい、卷末に載せる第一から第九に至る批評、および図式に関する批評がそれなのである。これらのコメントはみな『喪祭儀略』の記述の訂正や補充に関するもので、江戸後期の水戸藩における儒教喪祭儀礼取り

組みの一端を示すものとなっている。

このほか、B系統としては次に触れる『喪礼略私注』の後半にも『喪祭儀略』が収められており、そこには伊藤兼山の葬儀の記録が附されている。

さて、これらB系統の特徴の一つとして、A系統に比べて朱舜水の影響が強いことが指摘できよう。そのことは神主（位牌）おける「点主」や、神主その他の題字の文字数などに見ることができさる。

まず点主であるが、『家礼』や『泣血余滴』では埋葬時に「題主」の儀式を行なうことになっているのであるが、B系統では「点主」を行なうものとしている。B系統の「神主書キヲワリテ」の割注では、このことを、

葬地ニテ急ニ書クハ書キ損シモアルヘシ、故ニ初ニ陷中粉面  
トモニ書メ、只主ノ字ノ上ノ一點ヲ殘シオキ、此時ニ初ノ陷  
中ノ主ノ字ノ上ニ点ヲ題シ、次ニ粉面ニ題シ礼ヲ行フヘシ。

と説明している。ここにいう「陷中」とは神主内部にある縦長の彫り込み、「粉面」とは神主の表面をいい、本来は墓地に死者を埋葬する時、この二箇所に「……之神主」と死者の官爵や名前を書き入れて死者の魂を神主によりつかせるのであるが、B系統では、墓地では書き損じがありうるため、あらかじめ神主に題しておくという。つまり「……之神主」の「主」の上の点を入れずに「王」の字にしておき、埋葬時には上の点だけを打って「主」の字にす

るのである。この点主のやり方はもともと明代に始まる中国の習俗であつて、これを伝えたのは朱舜水であつたらしい<sup>(2)</sup>。

また、神主や銘旌の文字数についても舜水の影響が指摘されている。B系統の(四)および『喪礼略私注』の「陷中」の割注に「文字偶数ニ記スベシ、足ラザルハ、之ノ字ヲ入ルベシ」とあるが、これに関して『朱氏談綺』巻上には、

大明俗、吉禮用偶數、凶禮用奇數、故卜葬日必用單日(言一  
二五七九)、凡銘旌石碑等文、書其官爵屬稱、若會偶數(言二  
四六八十)、則加之字、足以爲奇、如之柩・之墓之類也。唯神  
主從吉、用偶數、若會奇則亦加之字。

という説明が見える。すなわち凶礼には奇数を用い、吉礼には偶数を用いるというのが明代の習俗であり、葬儀など凶礼の場合、日取りは奇数日を用い、銘旌や墓碑の文字数も奇数になるようにする。一方、神主は祭礼(吉礼)にかかわるため文字数は偶数を用いる。そして、これらに合致しない場合は「之」の字を用いて文字数を増減し、奇数もしくは偶数になるようにするというのである。当時の水戸藩の銘旌や墓碑、神主の幾つかの例を見ても、確かにそのように調整されており、実際にこの方式が用いられていたことがわかる<sup>(3)</sup>。

#### 4 『喪礼略私注』(加藤九臯)

この書は水戸藩の儒医、加藤九臯(一六六四—一七二八)が享

保十年（一七二五）に撰したもので、財団法人無窮会の子習文庫に蔵される写本である。図書番号は、神習一四五七四。加藤九臯は名は博、字は与厚。宗博と称し、春風洞とも号する。武蔵の人で、元禄元年（一六八八）に医道をもつて水戸に来仕した人物で、光圀晩年の家臣である。他の著作に『医学澄源』一冊、『廬経衷腋』二巻、『脈位辨正』二巻があり、いずれも享保年間に刊行されている。<sup>34</sup>

本書の外題は「喪礼略私注」、内題は「朱文公家禮喪礼略私注」。前半部分は『家礼』の喪礼（葬儀）部分に関する漢文の注解であり、朱筆で訂正が多く加えられ、欄上にも小字で按語が記入されている。また、後半にはB系統の『喪祭儀略』を載せている。<sup>35</sup>

本書の撰述に関しては、九臯の序文に次のようにいう。

冠婚喪祭者、乃天理實用、聖賢制禮、尊卑殊等、風化含宜。我

朝廷禮典、古昔遺美、今於其進退步趨拜揖舞蹈之際、頗可概見焉。……至喪祭之禮、多爲浮屠氏所有、遂毀棺斂之實、理而火其尸。人皆慣看、恬而不怪。

西山大君好禮之餘、嘗命儒臣、據文公家礼等籍、譯之俗語、令衆庶以便採用。……然而貴賤不齊、裏事各別、至若其爲銘旌、結魂帛、題神主、詢諸有學之者、學者取家礼考之其間、異拜（邦）殊俗、有不可盡從者、經往艱焉。今揭家禮本文、附以諸家之說、問又加管見、質諸同志、庶乎倉卒臨

水戸藩の儒教喪祭儀礼文献について

時之際、措置得所、而莫趨趨囁囁之弊矣。享保乙巳歲、加藤宗博謹識。

すなわち、日本には古くから儀礼が存在していたが、喪祭儀礼は仏教（浮屠氏）に支配されてしまい、死者を火葬して誰も怪しまない。これに対して光圀公は『家礼』などの書籍により庶民にも可能な喪祭儀礼を行なわせた。ただし、貴賤の違いや中国・日本の国俗の違いがあり、さまざまな疑問点が生じる。そこで『家礼』本文を掲げたいうで諸家の説や自説を記し、参考に供することにしたという。

この序文からもわかるように、本書は日本の習俗と『家礼』本文との違いを指摘し、そのすり合わせを行うところに特色がある。たとえば、「既絶乃哭」の条において「然本邦人、多不飯含也」といい、続く「復」の儀礼に関して「本邦古者有之、今無行之者矣」といい、国俗の違いを考慮すべきことを述べている。前述した奇数と偶数の問題に関しても「文字奇偶数」の条において日本の習俗との調整を行なっている。

この書の後半部分はB系統の『喪祭儀略』となっている。すなわち「喪祭儀略」「居喪儀略」「祭礼儀略」と続き、最後に安積澹泊による伊藤兼山の葬儀記録を載せている。本書は他本と比べて朱筆の書入れが多く、水戸藩における推敲の跡をよく示している。

## 5 『喪祭式』

この書は刊本であり、題簽外題は「喪祭式 全」、内題は「喪祭式」で、扉に「官許 喪祭式／弘道館蔵版」とある。内容は「喪礼略節」「祭礼略節」「喪祭儀節」「喪祭大意」が漢字・カタカナによる和文で、ついで「喪祭式附録」として「郷中喪祭大概」「天保年中郷中達之略」が漢字・ひらがなによる和文で記される。幕末の水戸藩を代表する儒式喪祭儀礼書であって、同藩における儒教儀礼実践の掉尾を飾る書物ともなっている。『家礼』との関係も深い。

本書の刊行時期だが、卷末の識語にいう「明治己巳春三月」は明治二年にあたるが、清水正健『増補 水戸の文籍』では、

明治四年刻成る。同年二月。大史局に呈したる書に。喪祭式

二部。右源齊昭。教職の者へ申付。撰述爲し致候書に御座候。

昨午年正月中。開版之儀。大學校何濟居候処。此程彫刻致成  
功候間。前書の通。相納申候。仍此段申上候以上と云へり。

といっている<sup>(36)</sup>。ここでかなり具体的な経緯が述べられていることから、本書が成ったのが明治二年で、刊行は明治四年（一八七二）二月と見るのがよいであろう。ここで大史局への届けについて触れられているのは意味がある。当時、大史局が出版取締りの担当官庁だったからであって、これより前の明治二年（一八六九）、明治政府は「出版条例」を公布し、事前の出版許可制や納本義務制、出版禁止事項などを定めていた<sup>(37)</sup>。そうであれば、本書扉に「官

許」の二字があるのは、出版してもよいという許可を政府からもらったということの意味するであろう。つまりこの書の内容が明治政府や水戸藩（廢藩置県により明治四年には水戸県となり、同年さらに茨城県ができる）における公式の喪祭儀礼になったというわけではないので、注意が必要である<sup>(38)</sup>。

さて、この書の成立に関しては、卷末の識語に次のようにある。  
右喪祭式一卷、天保年間 烈公命史<sup>臣</sup>刪定將上梓、未果而致仕 今公繼紹乃刻於學、使國人有所矜式焉、慎終追遠、禮之尤大者、庶幾使民德歸於厚矣、明治己巳春三月。

このように、この書は天保年間における徳川斉昭の宗教改革の中で作成されたが、斉昭が引退したため刊行に至らず、明治期に入って、斉昭が創設した藩校弘道館からやっと刊行された。刊行したのは斉昭の子で水戸藩最後の藩主となった徳川昭武であり、明治二年から明治四年七月までは水戸藩知事となっている。この書は光圀以来、水戸藩の伝統になった儒式喪祭儀礼を継承するもので、斉昭の事跡を記念するために刊行されたことになる。ただし、明治維新という新たな時代を迎えてどれほどの影響力を発揮したかは不明である。

さて、斉昭の改革とこの書の関係を見てみよう。斉昭は藩主となった翌年の天保元年（一八三〇）には早くも廢仏毀釈を開始した。それは寺院の破却、僧侶の整理と風儀肅清、梵鐘・仏具類の没収、葬祭その他仏事風習の刷新、神仏分離、神職に対する神葬



祭の実施など多岐にわたる。そして天保四年（一八三三）には領内での火葬を禁止するとともに、僧侶をかかわらせない儒式の「自葬祭」を領民に奨励した。ついで天保十四年（一八四三）には自葬祭の式次第を定め、翌弘化元年（一八四四）二月には孟蘭盆会その他の仏事法要を禁じ、七月にはその葬祭式を村々に配布して写し取らせた、という<sup>(39)</sup>。このような過激ともいえる廃仏政策が幕府の警戒心を生み斉昭失脚の要因となったことはよく知られるとおりで、まさにその年の弘化元年五月には隠居を命ぜられ、家督を長子慶篤に譲っている。

この天保年間の改革における葬祭（喪祭）の式次第を整理したものが『喪祭式』なのである<sup>(40)</sup>。このうち「喪祭式附録」に収める「郷中喪祭大概」「天保年中郷中達之略」が漢字・ひらがなによる和文で記されること、また「郷中喪祭大概」の冒頭に「禮ハ庶人に下らずといふ事あれども聊か大略をあげて附録とす」とあることからして、武士以外の一般庶民をも対象にしていたことがわかる。

『喪祭式』の基本的発想は、「郷中喪祭大概」の次のような記述によく表われている。

人死すれば別に一つの快樂困苦の所に往き他物に化生すると思ふは惑也。眼前の天地の外に世界といふハなき事なり。萬物天に本づき人は祖に本づくといひて父母先祖の氣血骨肉を分けて子孫となる。子孫の身はすなはち父母の身なれば死す

といへども死せずして氣血骨肉ハ永くつきることなく一家の中にとゞまるなれば他物に化生するの理あるべからず。……萬物の生ずること天地の氣を請て魂魄となる。死する時は魂魄身軀をはなれて天地に帰る。其の遊散するを留めんがため神主位牌を制して其の神をこめ置なり。親の魂魄つきる事なく永く其家に在て子孫の身につきまとい子孫を守りて福を降すべき道理なれば死者も孝子も其心におゐてやすきにあらずや。されバ其人なき後にも精神ハ世にながらへて孝子の祭を享くべき事必疑ひあるべからず。

ここには、儒教の気の哲学により仏教の輪廻転生が否定されること、この世界以外に極楽や地獄といった他の世界は存在しないこと、死者の靈魂は天地に帰るが、その靈魂が憑依するものとして神主（位牌）が作られること、靈魂は身近なところに存在している子孫の祭りを享けることなど、儒教の死生観・祭祀観の核心が平易な言葉で説かれている。

『喪祭式』の記述は、多くが『家礼』に根拠をもつものである。それは「喪礼略節」における式次第からも知られるのであって、「初終」「設魂帛」に始まり、「立喪主」「治棺」「扱埋地」「祭土地之神」「刻誌石」「作主」「題主」「発引」を経て「小祥」「遷主」「大祥」に至る葬儀の手順はほぼ『家礼』に沿った項目になっている。「祭礼略節」や「喪祭儀節」を見ても、神主・銘旌の作り方やその書き方、神主を安置する祠堂の営み方、さらには「土神祭祀文」

「題主祝文」などのさまざまな祭文はみな『家礼』の方式に従っている。祭祀として春夏秋冬の「時祭」を重要視するのも『家礼』にもとづくものである。

このように『喪祭式』に『家礼』の影響が強いのは、そもそも『家礼』が士庶（士人と庶民）のための儀礼書であったことに一つの理由があると思われる。士庶（藩士と庶民）を対象とする『喪祭式』にとつて、『家礼』は親近性があつたのである。これは頼房や光圀らの葬儀や墓制、水戸歴代藩主を祭る祠堂が、その地位により中国の「諸侯」としての儀礼を取り入れようとしたのとは違い、より広い階層を念頭に置くものであつたといえよう。

もちろん、『喪祭式』には『家礼』を簡略化したり日本の改変を加えているケースも見出される。たとえば、復の礼は志ある者だけが行なえばよいとしたり、魂帛は用いなくてもよいとすること、喪服は中国風の斬衰や斉衰ではなく日本風の藤衣を着るとすること、神主には陷中がなくてもよいとすること、親の喪に服する期間は足かけ三年ではなく、「国制」により「小祥」すなわちまる一年までとすることなどがそうである。また、神主を安置する箱（『家礼』でいう龕）を三つに仕切ることや、始祖の神主を置くことも『家礼』とは違う点である。

しかし、そのような訂正は国情や時代が違えば当然起こりうることであつて、儀礼の主な内容が『家礼』をモデルにしていることははっきりしている。『喪祭式』は『家礼』を基本にしつつ、そ

れを日本で行なうための改変をつけ加えているということになる。なお、『喪祭式』の儀礼を「神式」とする見方があるが、すでに明らかのように、それは正しくない。儒教と日本神道には死生観や靈魂観において共通する面があり、また、幕末に勃興したいわゆる「神葬祭」が儒教の影響を強く受けていることなどから儒式が神式と混同されてそのような誤解が生まれたのであろうが、『喪祭式』の基本記述が儒式であることは疑いを容れないので、ここで再度確認しておきたい。

## 6 『儒葬祭式』

『儒葬祭式』は岡山大学附属図書館・池田家文庫に蔵される。池田家文庫は岡山藩および池田元侯爵家の旧蔵書である。本書は写本一冊で、整理番号はP三―六五。扉に「水府封内二行フ所」と書付があるように、水戸藩の喪祭儀礼を記したもので、くずし字の和文で記されている。

この文献は前述の水戸藩『喪祭式』に附録する「郷中喪祭大概」および「天保年中郷中達之略」に共通する部分が多い。おそらく天保年間に水戸藩で転写された自葬祭の礼式の異本であろう。

両者を比べると、『儒葬祭式』の初めの部分は『喪祭式』の「天保年中郷中達之略」と共通する部分があるが、さらに詳しい説明をつけ加えている。また、これに続く「郷中喪祭大概」は『喪祭式』の「郷中喪祭大概」とほぼ共通するが、後半の「位牌認法」

以下は『喪祭式』よりもずっと詳しくなっている。

ところで、これと同類の文献として注意されるのは伊勢神宮附設の神宮文庫に蔵される『水戸喪祭大概』という文献である（写本一冊、整理番号・第二門一九〇七）。その巻首内題に「郷中喪祭大概」とあり、巻末の識語によれば天保十五年（一八四四）六月に江戸で書写されたもので、これまた斉昭時代のものである。

この『儒葬祭式』と『水戸喪祭大概』の両文献には当時の達しが次のように記されている。

#### 『儒葬祭式』

一 御定祭願相濟候ハゞ、村役人々指圖之通取計可申事

但願相濟候ハゞ、七月孟蘭盆之外、俗家にて佛事修行不可致事

#### 『水戸喪祭大概』

郷中自分葬祭願相濟候者、村役人より指圖之通取計可申事

一 右願相濟候者、七月孟蘭盆其外俗家二而佛事修行不可

#### 致事

これらは文言こそいくらか違うものの同じ内容であって、自喪祭（自葬祭）を願いだした庶民は村役人の指示に従うこと、七月の孟蘭盆会をはじめ仏教の法会をみずから行なってはならぬことを命じている。この達しは『喪祭式』には載せられておらず、天保年間当時の実情をよく伝えるものとなっている。また、これらの

文献は、斉昭の改革が水戸藩のみならず江戸や岡山藩まで伝わっていたことを示す点でも貴重なものといえよう。

なお、水戸藩では歴代藩主を祀った祠堂における祭祀も光圀以来続けられ、明治・大正・昭和を経て、現在なお行なわれている。この祠堂における祖先祭祀関連の儀礼文献はおおむね写本であり、現在、水戸徳川家を継ぐ水府明德会彰考館が所蔵している。その主なリストは拙稿「水戸徳川家と儒教儀礼——祭礼を中心に」<sup>(註)</sup>に載せておいたので、あわせ参照されたい。

#### 注

- (1) 『藤原惺窩全集』巻上（思文閣出版、復刊、一九七八年）一三八頁。
- (2) 吾妻重二「水戸徳川家と儒教儀礼——葬礼をめぐって」（『東洋の思想と宗教』第二十五号、早稲田大学東洋哲学会、二〇〇八年）、「水戸徳川家と儒教儀礼——祭礼を中心に」（『アジア文化交流研究』第三号、関西大学アジア文化交流研究センター、二〇〇八年）、「池田光政と儒教喪祭儀礼」（『東アジア文化交流研究』創刊号、関西大学文化交流学教育研究拠点、二〇〇八年）。
- (3) 徳川圀順編『水戸義公全集』中巻（角川書店、一九七〇年）二〇七頁。
- (4) 注(2) 所掲の吾妻「水戸徳川家と儒教儀礼——葬礼をめぐって」を参照されたい。林鶯峰『泣血余滴』は吾妻編著『家礼文献集成』日本篇 一（東西学術研究所資料集刊二十七―一、二〇一〇年三月）に影印収録した。
- (5) 注(2) 所掲の吾妻「水戸徳川家と儒教儀礼——祭礼を中心に」を参照されたい。
- (6) 『神道集成』は神道大系編纂会『神道大系』首編一（神道大系編纂

会、一九八一年）所収の翻刻による。このテキストはいわゆる第一次の十二巻本であり、のちの増補十七巻本では「殯葬諸式」という題がつく。國學院大學日本文化研究所編『神葬祭資料集成』（ぺりかん社、一九九五年）にも本文献の翻刻があり、ここでは「殯葬諸式」の題を掲げている。

(7) 水戸市史編さん委員会『水戸市史』中巻(一)（水戸市役所、一九六八年）八七四頁。

(8) 近藤啓吾「水戸光圀と神葬祭」〔『水戸史学』第二十九号、一九八八年〕。

(9) なお、『神道集成』所収の「葬祭」には、実は儒教の影響が認められる。注(6)所掲の『神葬祭資料集成』が当文献を「神儒習合流葬祭」に分類しているのは正しいと思われる。

(10) 水戸市史編さん委員会『水戸市史』中巻(三)（水戸市役所、一九七六年）二八八頁。

(11) 今井宇三郎・瀬谷義彦・尾藤正英校注『水戸学』（日本思想大系五十三、岩波書店、一九七三年）四三七頁。

(12) 幕末の栗田寛に『葬礼私考 同附録』二冊の著があるが（慶応二年撰、明治九年刊）、この書は日本古代の葬儀・墳墓を研究したものであって、葬祭儀礼の実践書ではない。瀬沼好文「栗田寛博士の『祭礼私考』」〔『水戸史学』第五十七号、二〇〇二年〕参照。

(13) 井上宗雄ほか『日本古典籍書誌学辞典』（岩波書店、一九九九年）「小川多左衛門」の項参照。

(14) 『朱氏談綺』は一九八八年、『朱氏舜水談綺』と題し、華東師範大学出版社から「上海文献叢書」の一冊として影印出版されたことがある。

(15) 吾妻重二「深衣について——近世中国・朝鮮および日本における儒服の問題」（松浦章編『東アジアにおける文化情報』の発信と受容）所収、関西大学アジア文化交流研究叢刊第四輯、雄松堂出版、二〇一〇年）参照。

(16) これら『慎終日録 威公』および『慎終日録 義公 恭伯世子』に

ついてはすでに翻刻がある。古文書研究会「慎終日録 義公・恭伯世子」〔『水戸史学』第五十六号、二〇〇二年〕、同「慎終日録 威公」〔『水戸史学』第五十七号、二〇〇二年〕である。ただし、誤字・脱字がいくらかある。

(17) 石河（石川）明善については、清水正健『増補 水戸の文籍』（水戸の学風普及会、一九七一年再版）一一六頁参照。

(18) なお、光圀の葬儀に関しては、『源義公葬儀日録』が水府明徳会彰考館に蔵され、近藤啓吾『儒葬と神葬』に（国書刊行会、一九九〇年）にその翻刻が載せられていて参考になる。ただし記録の内容は総じて『慎終日録』の方が詳しい。

(19) 名越時正「水戸藩における崎門学者の功績」（名越「水戸光圀とその余光」所収、水戸史学会、一九八五年）。

(20) 安積澹泊「大城祠堂宜称廟議」は水府明徳会彰考館に蔵する写本である（整理番号は九八八六）。

(21) 注(2)所掲の吾妻「水戸徳川家と儒教儀礼——葬礼をめぐって」を参照されたい。

(22) 徳川圀順編『水戸義公全集』上巻（角川書店、一九七〇年）四六五頁。

(23) 常盤神社・水戸史学会編『水戸義公伝記逸話集』（吉川弘文館、一九七八年）九五頁。

(24) 田世民「水戸藩の儒礼実践——『喪祭儀略』を中心に」（『近世日本における儒礼受容の研究』第四章、ぺりかん社、二〇一二年）に指摘がある。

(25) 注(22)所掲『水戸義公全集』上巻、四六八頁。

(26) 『泣血余滴』は注(4)所掲の吾妻編著『家礼文献集成 日本篇一』による。

(27) 「喪礼略」(二)は財団法人無窮会および麗沢大学図書館・広池文庫に蔵される。この誤解については注(24)所掲の田世民「水戸藩の儒礼実践——『喪祭儀略』を中心に」がすでに指摘している。

(28) 安積寛「答荻徂徠書」(『朱舜水集』) 下冊(北京・中華書局、一九八一年) 七六七頁。

(29) 注(7) 所掲『水戸市史』中巻(一)(水戸市役所、一九六八年) 八七三頁。なお、安積澹泊は水戸黄門ドラマの「格さん」のモデルとなった人物で、現在、常盤墓地ではこれを「格さんの墓」として宣伝しているのもほほえましい。

(30) 長澤規矩也監修・長澤孝三編『改訂増補 漢文学者総覧』(汲古書院、二〇一一年) 九二頁、國學院大學日本文化研究所編『和学者総覧』(汲古書院、一九九〇年) 一四九頁による。

(31) 国学院大学図書館ホームページの「黒川文庫(黒川家)」の解説によれば、当時黒川家に八万冊あまり収集されていた蔵書は関東大震災で三分の二が焼失し、残った蔵書は第二次世界戦後に家族により売却され、現在各所に分散所蔵されているという。現在、国学院大学の黒川文庫はその蔵書の一部を収めるが、本書は所蔵されていないようである。

(32) 注(2) 所掲の吾妻「水戸徳川家と儒教儀礼——葬礼をめぐって」を参照。

(33) 注(24) 所掲の田世民「水戸藩の儒礼実践——『喪祭儀略』を中心に」に考察がある。

(34) 加藤九臈については、注(17) 所掲『増補 水戸の文籍』五〇頁、および国文学研究資料館の日本古典籍データベースを参照。

(35) 本書については、近藤啓吾『儒葬と神葬』(国書刊行会、一九九〇年) 一四一頁以下で紹介がある。なお、注(2) の吾妻「水戸徳川家と儒教儀礼——葬礼をめぐって」では、『喪祭儀略』のがんらいの撰者を加藤九臈と推測したが、年代的に見て誤りであった。ここに訂正したい。

(36) 注(17) 所掲『増補 水戸の文籍』烈公の項、二三頁。

(37) なお、出版取締りの担当官庁は明治五年正月、大史局から文部省に移った。明治初期の出版条例に関しては内川芳美「出版条例」(『国史

大辞典』第七巻、吉川弘文館、一九八六年)、谷井精之介「禁書」(『日本』(『世界大百科事典』) 平凡社、一九七八年) を参照。

(38) この書は注(6) 所掲『神葬祭資料集成』の二〇九頁以下にも翻刻収録されている。ただし「官許」の二字を欠き、漢字・カタカナによる本文をなぜか漢字・ひらがなに改めてしまっている。

(39) 注(10) 所掲『水戸市史』中巻(三)(水戸市役所、一九七六年) 二八七頁以下。

(40) 澤井啓一「後期水戸学の喪祭礼」(吾妻重二・朴元在編『朱子家礼と東アジアの文化交流』所収、汲古書院、二〇一二年) に考察があり、有益である。

(41) たとえば注(10) 所掲の『水戸市史』中巻(三)、二九二頁は、『喪祭式』に記される自葬祭を「神式に基づく」としているが、訂正が必要であろう。

(42) 注(2) 参照。

# Funeral and Ancestral Rituals of Confucianism in pre-modern Mito-han (Japan)

AZUMA Juji

Among the most important daimyo of early modern Japan to embrace and promulgate Confucianism were Tokugawa Mitsukuni of Mito and Ikeda Mitsumasa of Okayama, and both were naturally keenly interested in Confucian ritual practices.

Confucianism particularly flourished in Mito during Mitsukuni's era and later, at the end of the Tokugawa period, when Tokugawa Nariaki was daimyo of the domain. But throughout this period, Mito Confucianists conducted an earnest inquiry into the proper procedure for the conduct of funeral and ancestral rites, in which Zhu Xi's *Jiali* (Family Rituals) functioned as a key text. This paper will trace the development of Confucian ritual practice in Mito, accompanied by a broad examination of the textual sources related to funeral and ancestral rituals. In addition, although some scholars have argued that funeral rites in Mito were conducted in a Shinto style, this paper provides evidence that this is a misinterpretation and that Mito funerary rites were fundamentally Confucian in nature.